

4 東彼教告示第 18 号

令和 4 年教育委員会規則第 5 号

東彼杵町スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 4 年 6 月 2 日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

東彼杵町スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

東彼杵町スポーツ推進委員に関する規則（昭和40年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項</u>の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項</u>の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。